平成２６年（フ）第４３４２号
大阪府豊中市永楽荘３丁目11番15―302号、前住所大阪府豊中市東豊中町１丁目21番２号
債務者　笹原　一美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７３号
大阪府寝屋川市桜木町22番３―303号
債務者　大河内辰雄
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９５号
大阪府東大阪市立花町10番12号
債務者　小林　勇人
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４７号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ45―404号
債務者　岡　　定男
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５５４号
大阪府門真市脇田町２番６―511号
債務者　熊取谷　孝
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８７号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６２８号
大阪府豊中市原田元町１丁目23番15号
債務者　佐々木　通
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９５号
大阪市平野区喜連東１丁目３番11―402号、前住所大阪市東住吉区矢田２丁目５番２号
債務者　只友　　勤
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９６号
大阪市平野区喜連東１丁目３番11―402号、前住所大阪市東住吉区矢田２丁目５番２号
債務者　只友　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８０９号
大阪府豊中市小曽根４丁目25番18号
債務者　田元勝之助
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３１号
大阪市平野区平野元町８番４号
債務者　真﨑　祐次
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７０号
大阪府大東市三箇４丁目19番63号
債務者　木下　秀之
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７７号
大阪市鶴見区諸口１丁目12番９―103号
債務者　藤武　勝馬
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４９号
大阪府八尾市旭ケ丘５丁目85番地の１　15―203号
債務者　戸梶　利恵
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４６号
大阪市城東区天王田16番28―1104号
債務者　岩﨑　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５４号
大阪市西成区千本南１丁目19番７号　幸栄コーポ201号
債務者　酒井　三好
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県加西市河内町1369番地、前住所大阪市淀川区宮原５丁目８番７―1109号
債務者　松尾　　泉（旧姓山内・木下）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１２７号
松江市八雲町日吉235番地13
債務者　天野　久夫
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　松江地方裁判所民事部